

国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関する データヘルス改革推進計画・工程表

本計画のデータヘルス改革の中での位置づけ

現在、厚生労働大臣の下に、「データヘルス改革推進本部」を立ち上げ、健康・医療・介護のデータの有機的な連結に向けた「ICTインフラの抜本改革」や「ゲノム解析やAI等の最先端技術の医療への導入」を具体化。

具体的に、主に次の7つのサービスを国民に提供をする。

全国的なネットワーク構築による医療・介護現場での健康・医療・介護の最適提供

全国的な保健医療ネットワークを整備し、医療関係者等が円滑に患者情報を共有できるサービス

初診時などに、保健医療関係者が患者の状況を把握し、過去の健診データや治療履歴等を踏まえた最適な診断や診療の選択肢を提供できる環境を日本全国で構築。

医療的ケア児(者)等の救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、医療関係者が、迅速に必要な患者情報を共有できるサービス

医療的ケアが必要な障がい児(者)などが、安心して外出でき、災害等にも確実に対応できる環境を。

国民の健康確保に向けた健康・医療・介護のビッグデータ連結・活用

健康に関するデータを集約・分析し、個人(PHR)や事業主(健康スコアリング)に健康情報を提供するサービス

国民や事業主に、健康管理の意義や重要性を、分かり易く訴えかけ、健康増進へ行動変容を促す。

健康・医療・介護のビッグデータを個人単位で連結し、解析できるようにするサービス

疾病・介護等の予防策や新たな治療法の開発、創薬等のイノベーションの実現。

科学的介護の実現

介護の科学的分析のためのデータを収集し、最適サービスを提供(世界に例のないデータベース構築)

要介護高齢者の自立。日々の生活を充実。ケアだけでなく認知症のキュアも推進。

最先端技術の導入

**がんゲノム情報の収集、医療関係者等が利活用できるサービス
AI開発基盤をクラウドで研究者や民間等に提供するサービス**

国民に最適で、効率的かつ個別化された医療を提供。がんとの闘いに終止符を。

本計画は、健康・医療・介護のビッグデータ活用に関する施策()について、その具体的な活用方策、運用・管理の在り方等を提示するもの。その他の施策も、本部の検討を更に加速させ、提示していく。

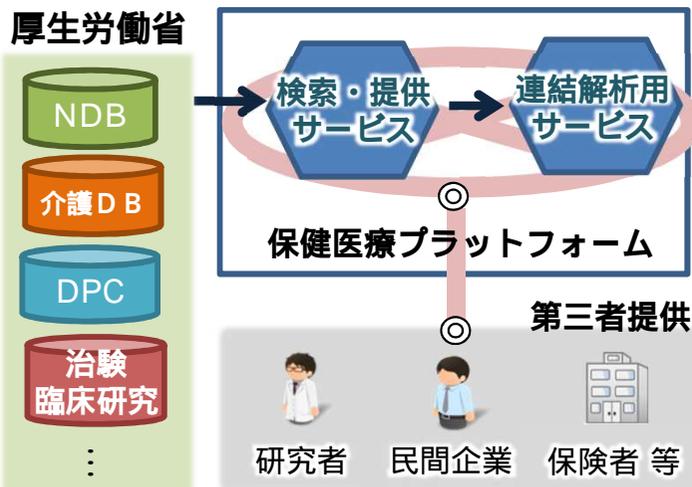
国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関する データヘルス改革推進計画・工程表

ビッグデータ活用推進による具体的な取組

保健医療ビッグデータ利活用

個人情報の確実な保護を前提に、健康・医療・介護のビッグデータを連結し、プラットフォーム化。研究者、民間、保険者、都道府県等が、保健医療データを迅速・円滑に利用可能に。

これにより、疾病や要介護状態の回避に結びつく早期の予防施策の展開や、治験・臨床研究への患者アクセス、新たな治療法の開発や創薬、科学的な介護の実現を加速させる。



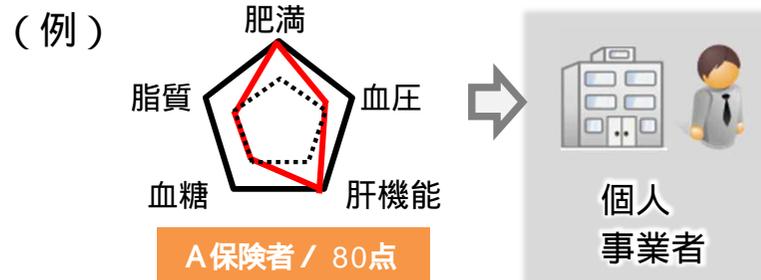
ビッグデータやプラットフォームの管理
(ビッグデータ管理・運営部門の設置等)
第三者(都道府県、保険者、民間企業等)へのデータ提供の充実、迅速化、データ分析の支援
研究者等へのデータ提供と活用支援、AI活用も可能なシステムの開発
(研究者等が保有する専門的なデータとの連結による、より広範な分析の実現)

保険者のデータヘルス支援

個人情報の確実な保護を前提に、個人並びに保険者の健康管理に関するデータを集約し、個人の健康データをヒストリカルに、本人に対して提供(PHR)

経営者や保険者に、加入者やその家族の健康情報を提供。経営者による健康経営等にも活用(健康スコアリング)

国民一人ひとりや事業主に、健康管理の意義や重要性を分かり易く訴えかけ、その行動変容へ。



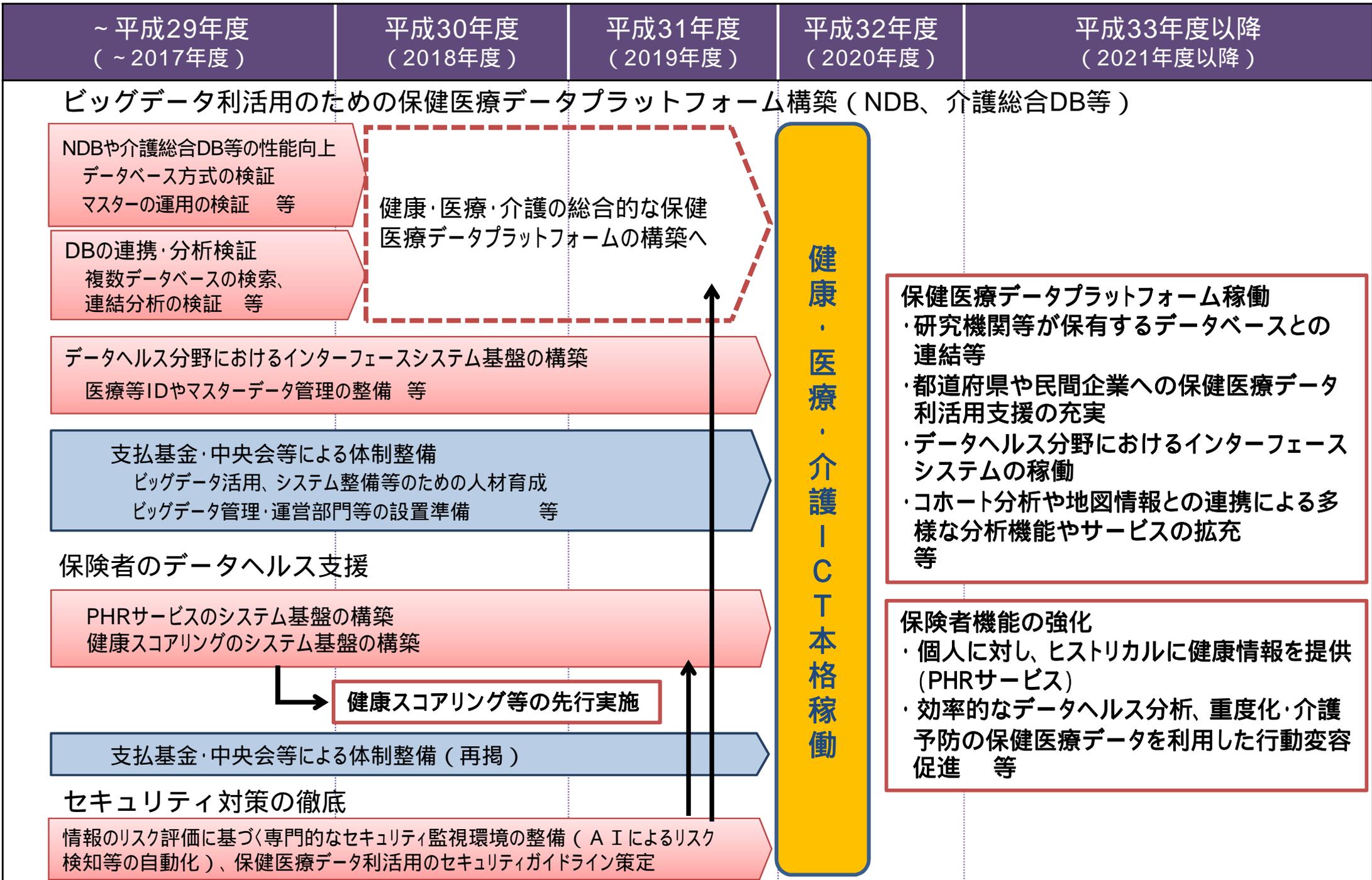
セキュリティ対策の徹底

情報のリスク評価と、評価に従った専門的なセキュリティ監視の徹底。監視にあたっては、専門要員による監視コストを下げるため、AIを活用して、リスク検知等の自動化。更にデータ利用に関するガイドラインを整備し、セキュリティ統制を確立。

推進体制・人員の在り方

ビッグデータ活用の人員等は、新たにデータ分析やビッグデータ管理、セキュリティ対策等の専門性を保有する人員を確保する。
ただし、サービス維持の費用低減努力を継続的に行う。

保健医療データプラットフォームをはじめとする、ビッグデータ活用推進施策等は、厚労省の「データヘルス改革推進本部」で決定するが、一部具体的な運用等は「厚労省・支払基金・中央会の合同プロジェクト」として位置づける。今後、詳細は同本部で協議の上、決定。



上記項目については、平成29年度以降、プロトタイプング (先行開発) を実施し、総合的なシステム構築を図る。